令和８年（フ）第１７３５号
福岡市博多区東月隈５丁目22番９号
破産者　坂上　鉄雄
１　破産債権の届出期間　令和８年12月10日まで
２　一般調査期日　令和９年１月26日午後１時10分
令和８年11月６日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第７８０号
福岡市東区和白２丁目１番36号　シラカワハイツ205号
破産者　仁村　　奏
１　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
２　一般調査期日　令和９年１月22日午後１時30分
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５１４号
名古屋市港区小割通１丁目３番地１　センチュリープラザ小割通Ｂ号室
破産者　株式会社パシフィックコネクト
１　破産債権の届出期間　令和８年12月18日まで
２　一般調査期日　令和９年２月４日午前10時55分
令和８年11月６日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和６年（フ）第６８２号
京都府京田辺市田辺中央一丁目５番地５
破産者　株式会社リソー企画
１　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
２　一般調査期日　令和９年２月10日午前11時30分
令和８年11月６日
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２６号
高知県南国市左右山98番地１
破産者　株式会社アークスＢｉｚ
１　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
２　一般調査期日　令和９年２月19日午後１時50分
令和８年11月６日　　高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１９号
福岡市博多区板付６丁目９番６－101号　シックス板付
破産者　川上　雄三
１　破産債権の届出期間　令和８年12月25日まで
２　一般調査期日　令和９年１月19日午後２時
令和８年11月５日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

令和７年（フ）第１１５２号
東京都町田市小山ヶ丘１丁目１１番地３ソルグランデメイツ多摩境グリーンコート３２０
破産者　冨田　竜議
１　決定年月日　令和８年１１月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００４号
神戸市長田区上池田６丁目８番２３号
清算株式会社　株式会社ＫＫ管理
代表清算人　髙橋　伸吾
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第４号
三重県桑名市長島町千倉２８７番地
清算株式会社　株式会社シーエムアイ
代表清算人　廣木由香
１　決定年月日　令和８年１１月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所四日市支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号
鹿児島県伊佐市大口原田９４０番地１
清算株式会社　山口畜産株式会社
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所加治木支部

令和８年（ヒ）第２号
鹿児島県伊佐市大口下殿１０２３番地
清算株式会社　株式会社山幸イーティーセンター
１　決定年月日　令和８年１０月３０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所加治木支部

更生計画認可

令和７年（ミ）第５号
東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
更生会社　マツオインターナショナル株式会社
令和７年（ミ）第６号
大阪市西区阿波座１丁目４番14号
更生会社　松尾産業株式会社
１　決定年月日　令和８年10月31日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
４　更生計画の要旨
〔凡例〕
本更生計画：認可決定後の本更生計画案
マツオインターナショナル：マツオインターナショナル株式会社
松尾産業：松尾産業株式会社
更生２社：マツオインターナショナル及び松尾産業
ジェイモード：ジェイモードエンタープライズ株式会社
システムソフト：株式会社システムソフト
本スポンサー：ジェイモード及びシステムソフト
基準日：令和８年６月30日
更生債権等：更生債権又は更生担保権
延滞税等：租税等の請求権のうち延滞税、利子税又は延滞金の個別又は総称をいう。
元本等債権：確定した一般更生債権のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び遅延損害金を除いた確定更生債権をいう。
本吸収合併：第３章の定めに従い行う、マツオインターナショナルを吸収合併存続会社、松尾産業を吸収合併消滅会社とする吸収合併をいう。
合併会社：本吸収合併により合併した後の会社
なお、別表の表記に関し、別表○とした場合において、別表○－●などの枝番がある場合は、枝番をすべて含めた総称を指すものとする。
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針と要旨（省略）
第３章　合併
第１　吸収合併
更生２社は、マツオインターナショナルを存続会社、松尾産業を消滅会社とする吸収合併を行う。
第２　吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所
１　吸収合併存続会社
商号　マツオインターナショナル株式会社
住所　東京都渋谷区幡ケ谷２丁目39番８号
２　吸収合併消滅会社
商号　松尾産業株式会社
住所　大阪市西区阿波座１丁目４番14号
第３　権利義務の承継
マツオインターナショナルは、松尾産業の権利義務一切を承継する。
なお、更生２社間の債権債務については、本吸収合併により、混同により消滅するものとする。
第４　吸収合併に際して交付する金銭等に関する事項
マツオインターナショナルは、本吸収合併に際して、松尾産業の株主に対して、株式又は金銭その他の財産を交付しない。また、マツオインターナショナルは資本金及び資本準備金の額を増加しない。
第５　効力発生日
本吸収合併の効力発生日は、更生計画認可決定日の翌日とする。
第４章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法
第１節　重複債権の権利の変更
第１　重複債権の定義
更生２社の更生担保権者又は一般更生債権者が、更生２社に対して、それぞれ確定更生担保権又は確定一般更生債権を有する場合において、これら複数の債権が、主たる債権とこれに対する保証債権（物上保証を含む。）等実質的に同一の給付を目的とし、実体上、一の債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係にあるとき、当該複数の債権を重複債権という。
ただし、これら複数の債権が互いに額を異にするときは、金額的に重なり合う部分のみを重複債権という。
第２　重複債権の取扱い
前記第１の重複債権は、更生２社の本吸収合併後も、全重複債権を存続させ、本章第４節及び第６節に従った権利行使を認める。
第２節　更生２社相互間の債権の権利の変更
第１　相互債権
更生２社が相互に有する債権は、別表４「相互債権」記載のとおりである。
第２　権利の変更
前記第１の相互債権は、第３章に定める更生２社の合併によりいずれも消滅する。